

足利市立小・中学校の学校教育環境の充実にに関する答申 概要版

- 足利市学校教育環境審議会は令和3(2021)年2月に設置され、足利市教育委員会(以下「市教育委員会」という。)が定めた教育理念「目指すべき子ども像・求められる学校像」の実現のため、同年4月に市教育委員会から、学校教育環境の充実及び将来の学校再編に向けた学校の在り方について諮問を受けました。
- 本答申は、子どもたちを取り巻く状況や地域の実情を踏まえ、これからの時代に求められる新たな学校の方向性を示すものとして、本審議会がその考え方や基準等を取りまとめたものです。

第1章 答申に当たって

「目指すべき子ども像・求められる学校像」と諮問事項

- 令和元(2019)年度に市教育委員会は、「足利学校のあるまち足利」にふさわしい「目指すべき子ども像」とそのための「求められる学校像」を教育理念として定めました。

目指すべき子ども像	自ら学び 心豊かに たくましく生きる 足利っ子
求められる学校像	自分のよさや持ち味を存分に発揮できる学校
- 「目指すべき子ども像・求められる学校像」の実現に向けた学校教育環境について審議するため、市教育委員会から以下の2つの諮問事項を受け、検討を進めました。

諮問事項1

「目指すべき子ども像・求められる学校像」を実現するための学校教育環境の充実に向けて検討すべき事項

- 1 教職員の適正な配置
- 2 施設・設備の整備
- 3 学校の適正規模・適正配置
- 4 中学校区教育の推進

諮問事項2

諮問事項1を踏まえ、将来の学校再編に向けた足利市における学校の在り方についての具体的な考え方及びその方策

足利市の現状

市立小・中学校の位置

- 令和5(2023)年4月1日現在、市立の小学校22校、中学校11校が設置されています。【図1】

児童生徒数の推移

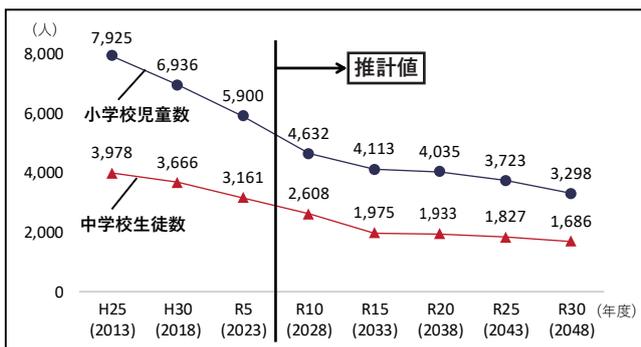
- 令和5(2023)年5月1日現在、児童数は5,900人、生徒数は3,161人、児童生徒数の合計は9,061人。【図2】
- 平成25(2013)年度の児童生徒数の合計11,903人との比較
 - 令和5(2023)年度 9,061人 (2,842人減・▲23.9%)
 - 令和15(2033)年度 6,088人 (5,815人減・▲48.9%) ※推計値
 - 令和25(2043)年度 5,550人 (6,353人減・▲53.4%) ※推計値

学級数の推移

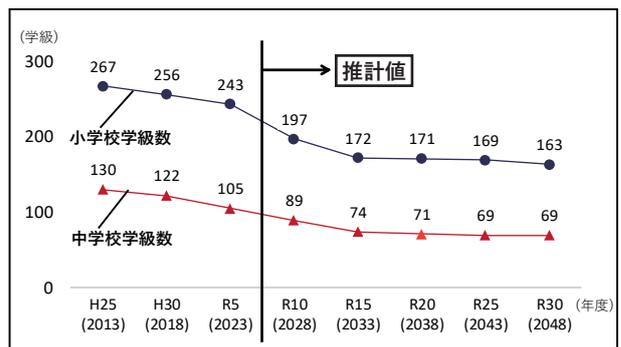
- 令和5(2023)年5月1日現在、小学校の学級数は243学級、中学校の学級数は105学級、学級数の合計は348学級。【図3】
- 平成25(2013)年度の学級数の合計397学級との比較
 - 令和5(2023)年度 348学級 (49学級減・▲12.3%)
 - 令和15(2033)年度 246学級 (151学級減・▲38.0%) ※推計値
 - 令和25(2043)年度 238学級 (159学級減・▲40.1%) ※推計値



【図1】市立小・中学校の位置



【図2】児童生徒数の推移



【図3】学級数の推移

第2章 諮問事項1に対する答申

「目指すべき子ども像・求められる学校像」の実現のための学校教育環境の充実に向けて、本審議会は諮問された4つの検討事項について18の検討項目を選定し、それぞれの方向性を検討しました。

検討事項 1 教職員の適正な配置

- 検討項目**
- (1) 教職員の資質・能力の向上
 - (2) 多様な課題に対応する補助職員の充実
 - (3) 小学校における教科担任制の導入
 - (4) 中学校における免許外教科指導の解消

検討事項 3 学校の適正規模・適正配置

- 検討項目**
- (1) 学び合う集団と人間関係づくり
 - (2) 継続可能な部活動への取組
 - (3) 児童生徒数の推移を視点とした教育環境
 - (4) 通学路の安全・安心の確保
 - (5) 児童生徒に配慮した通学条件の確保
 - (6) 小規模特認校制度の見直し

検討事項 2 施設・設備の整備

- 検討項目**
- (1) ICT環境の整備
 - (2) 学校施設の老朽化対策
 - (3) 安全・安心な学校の整備
 - (4) バリアフリーとユニバーサルデザインの推進
 - (5) 学校図書館の環境整備
 - (6) 施設の複合化への対応

検討事項 4 中学校区教育の推進

- 検討項目**
- (1) 義務教育9年間の系統性・連続性のある教育の推進
 - (2) 学校・家庭・地域の連携・協働の充実

1 教職員の適正な配置

検討事項

多様な個性や特性をもつ児童生徒一人ひとりを大切にしたい支援や指導のできる教育環境が必要であり、個に応じた教育を推進していく人的・組織的な体制の整備が求められています。

(1) 教職員の資質・能力の向上

- 児童生徒の成長には、教職員の豊かな人間性と確かな専門性を基盤とする実践的な指導力が不可欠です。
- 管理職のマネジメントにより、チームとしての学校体制づくりに努めていく必要があります。
- 教職員が学び合い、高め合うためには、一定程度の教職員数があることが望ましく、一定程度の学校規模を確保していくことが重要です。

(2) 多様な課題に対応する補助職員の充実

- 個に応じたきめ細やかな支援等ができるよう、補助職員の資質・能力の向上や配置の充実とともに教職員増員を要望していく必要があります。
- 多様な課題に対応するため、学校と地域をつなぐ人材やその仕組みづくりが必要です。
- 特別な配慮や支援が必要な児童生徒への切れ目のない支援等、学校へのサポートの充実を図ることが求められています。

(3) 小学校における教科担任制の導入

- 質の高い教育の実現には、小学校における教科担任制の導入による小・中学校の円滑な接続や連携を図ることが必要です。
- 教科担任制の拡充や小規模校への導入に当たっては、一定程度の学校規模にすることにより、教職員数を確保していく必要があります。

(4) 中学校における免許外教科指導の解消

- 学習活動において、生徒が各教科の特質に応じた見方や考え方をより一層働かせられるよう、免許外教科指導を解消していく必要があります。
- その取組として、様々な指導方法の工夫や一定程度の学校規模にすることにより、教職員数を確保していく必要があります。

2 施設・設備の整備

検討事項

学校の施設や設備は、充実した教育活動を展開できる機能的な施設環境を確保するとともに、安全・安心で質の高い整備を行う必要があります。また、学校は地域の防災拠点としての役割も担うことから、児童生徒や教職員だけでなく、保護者や地域住民等の多様な利用に配慮しなければなりません。

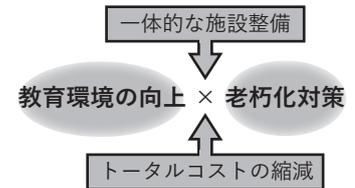
(1) ICT環境の整備

- 教育DXの推進によるICT環境の活用には、その整備と合わせた、教職員の指導力向上と支援体制の充実の一体的な推進が必要であり、専門スタッフや地域の専門性のある人材を活用した支援が望まれます。
- 情報モラル教育の充実に加え、児童生徒がICTを主体的に活用するための情報リテラシーを含む、発達段階に応じたデジタル・シティズンシップ教育の推進に努めていく必要があります。➤

○教育活動から学校業務までのICTの活用拡大により、教職員の負担軽減や働きやすさの向上など、学校における働き方改革を推進していくことが大切です。

(2) 学校施設の老朽化対策

- 安全・安心な施設環境の確保や地域コミュニティの拠点形成の観点を踏まえ、児童生徒の多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的な施設整備が必要です。
- 中長期的な施設管理計画を踏まえ、多角的な観点からトータルコスト削減のため、計画的・効率的な施設整備を推進していく必要があります。



(3) 安全・安心な学校の整備

- 学校は、地域コミュニティの拠点としての役割も担っており、多様な利用に配慮した安全・安心な学校環境の整備をしていく必要があります。
- 市教育委員会と各学校が協力した組織的・継続的な維持管理が求められます。
- 児童生徒が必要な知識や判断力等を実践的に身に付けられる安全教育の充実が大切です。
- 時代や社会の変化に合わせて、学校の安全の在り方を適宜見直していくことが必要です。

(4) バリアフリーとユニバーサルデザインの推進

- バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方は、すべての児童生徒の多様な学びを支える教育環境の基軸となるものです。
- 児童生徒の教育的ニーズに対応した教育環境について、合理的配慮の下、多様な利用を考慮し、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点を取り入れていくことが重要です。
- 既存の施設においても、計画的にバリアフリー化を推進していくことが重要です。

(5) 学校図書館の環境整備

- 図書に親しむことは、児童生徒の考える力を育む上で不可欠なことであるため、学校図書館と市立図書館の積極的な連携を図り、児童生徒が多くの図書や情報と出会う環境づくりが必要です。
- 学校と地域が協力した学校図書館の運営体制により、児童生徒の自由な読書活動を支えていくことが大切です。
- 主体的・意欲的な読書活動や学習活動、情報活用能力の育成の場として、積極的に学校図書館を活用していくことが必要です。
- 従来の図書や電子書籍それぞれの利点を生かし、児童生徒の読書活動や学習活動における活用場面を拡充していく必要があります。



(6) 施設の複合化への対応

- 学校施設と他の公共施設等の複合化に当たっては、市教育委員会を含めた関係部局をはじめ、その施設利用者と連携し、学校と地域の協働関係にふさわしい在り方を検討していく必要があります。
- 「学習環境の高機能化・多機能化」「多様な世代との交流」「地域コミュニティの強化」「教育活動を支える地域人材の活用」の視点を踏まえていくことが重要です。
- 学校には、これまで以上に地域コミュニティの拠点としての役割が求められており、他の公共施設等との複合化について、柔軟に対応していくことが望まれます。

3 学校の適正規模・適正配置

検討事項

学校は、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていく場であることを踏まえ、小・中学校では一定程度の児童生徒数が確保されていることが望ましいものと考えられます。

(1) 学び合う集団と人間関係づくり

- 学校を学び合う集団と人間関係づくりの場として形成し、集団生活や地域との多様ななかかわりの中で児童生徒が社会性や規範意識を身に付けていくことが大切です。
- 一定程度の児童生徒数が確保されていることや経験年数、専門性及び男女比等のバランスのとれた教職員が配置されていることが望ましく、児童生徒数の中長期的な推計の下、一定程度の学校規模を確保していくことが重要になります。



(2) 継続可能な部活動への取組

- 部活動を継続するためには、児童生徒数や教職員数が多いことが望ましく、一定程度の学校規模を確保していくことが重要です。
- 部活動は教育課程外の活動であるため、部活動における教職員の負担軽減を考慮しつつ、継続可能な部活動運営をしていく必要があります。
- 部活動のねらいを再確認し、外部指導者の確保や地域移行等を含めた望ましい部活動の在り方について、検討していく必要があります。
- 地域の協力の下、児童生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動の実現や学校における働き方改革を通じた教育活動の質の向上が望まれます。

(5) 児童生徒に配慮した通学条件の確保

- 学校再編は通学距離の延長を伴うため、児童生徒にとって望ましい通学条件を検討していく必要があります。
- 児童生徒の心身の負担や通学路の安全に配慮し、地域の実情を踏まえた望ましい通学条件を確保していくことが重要です。

(3) 児童生徒数の推移を視点とした教育環境

- 学校を学び合う集団と人間関係づくりのよりよい場とするためには、集団生活や地域との多様ななかかわりの中で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた望ましい教育環境を確保していく必要があります。
- 将来のあるべき学校像を見据えた学校規模を確保し、児童生徒にとって望ましい教育環境を整えていく必要があります。

(4) 通学路の安全・安心の確保

- 児童生徒自らが、安全に登下校するために必要な知識や判断力、行動力を身に付けられるよう、交通安全教育を通じた指導・育成が不可欠です。
- 地域ぐるみで通学路の安全を見守る組織的な取組や学校と地域が連携・協働する体制の構築、地域の実情を踏まえた通学路の整備など、安全確保に取り組んでいくことが重要です。



(6) 小規模特認校制度の見直し

- 児童生徒や保護者に対して、小規模特認校制度の趣旨の理解促進に努めていく必要があります。
- 児童生徒数の減少が見込まれる中、小規模特認校制度において十分な学校規模を確保することが難しいため、その制度の在り方について検討していく必要があります。

4 中学校区教育の推進

検討事項

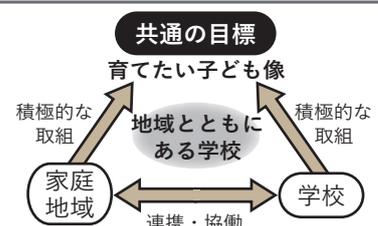
児童生徒が社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を育むためには、義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動の一層の取組が必要であると考えられます。また、児童生徒の資質や能力は、学校・家庭・地域との多様ななかかわりの中で豊かに育まれるものであり、それぞれが一体となって、児童生徒を中心に据えた、学校を学びの拠点とした教育の展開が求められています。

(1) 義務教育9年間の系統性・連続性のある教育の推進

- 小中一貫教育を推進するためには、義務教育9年間を連続した教育活動とした教育課程の編成が重要であり、児童生徒や学校、地域の実情を踏まえた取組内容の質を高め、豊かな学びにつなげていくことが求められています。
- 小・中学校の教職員が互いに教育課程を理解し、課題を適切に把握することで、系統性・連続性のある教育課程や指導方法を具体的に設定し、実践していく必要があります。
- 管理職のマネジメントにより、学校間の連携や協力体制を強化していくことや、中学校区ごとに教育活動を展開するため、通学区域の見直しにより、分散進学を解消していくことが求められます。

(2) 学校・家庭・地域の連携・協働の充実

- 義務教育9年間のよりよい学びの実現には、学校・家庭・地域が一層連携・協働しながら、教育活動を展開していくことが不可欠です。
- 学校・家庭・地域が一体となった取組を進めるためには、「地域に開かれた学校」から「地域とともにある学校」への転換が重要です。
- 「地域の教育力」を生かした学校運営や学校・家庭・地域が組織的・継続的に連携・協働する仕組みを構築していく必要があります。



第3章 諮問事項2に対する答申

学校再編に向けた学校の在り方として、基本的な考え方や望ましい基準、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちを育てることができる体制等について、検討を行いました。

学校再編に向けた基本理念

児童生徒にとっての教育環境をよりよくなる目的で、望ましい学校規模と学校配置を実現することを最優先とすべきであるとし、以下の視点を中心に据えて検討することを本審議会の基本理念とします。

将来を担う子どもたちの良好な教育環境の実現



■ 望ましい学校規模（1校当たりの学級数）の基準

基準・考え方

児童生徒にとってよりよい教育環境を整えるため、国が示す学校規模の基準を目安として、学校の小規模化に伴う課題を視点に、望ましい学校規模（1校当たりの学級数）の基準を検討するものです。

【上限】国が示す標準規模の学級数の上限（18学級）

【下限】小学校：クラス替えや学級同士が切磋琢磨することができる集団の編成等が可能な学級数（1学年2学級以上）

中学校：各教科等で当該教科の免許を保有する教職員の配置が可能な学級数（9学級以上）

望ましい学校規模（1校当たりの学級数）の基準

小学校 12学級以上18学級以下（1学年2学級以上3学級以下）

中学校 9学級以上18学級以下（1学年3学級以上6学級以下）

*地域の実情や学校再編の進捗状況から、当分の間、複式学級を有しない6学級（1学年1学級）を1校当たりの学級数の下限とすることが望ましいと考えます。

*学級数が上限（18学級）を超える場合には、児童生徒一人ひとりのよさを的確に把握し、持ち味を発揮できるような適切な学校運営を図れるようにする必要があります。

■ 望ましい学級規模（1学級当たりの児童生徒数）の基準

基準・考え方

児童生徒数により、教育活動の展開の可能性や児童生徒への影響は大きく異なります。一定の学級数があっても、1学級の児童生徒数が少ない場合には、教育活動の質の維持が困難となる場合もあるため、望ましい学級規模（1学級当たりの児童生徒数）の基準を検討するものです。

【上限】県が定める1学級の学級編制基準（35人）

【下限】1学年2学級編制とした場合の1学級の最小人数（18人）

望ましい学級規模（1学級当たりの児童生徒数）の基準①

小学校 1学級18人以上35人以下

中学校 1学級18人以上35人以下



【複式学級】一般的に教育上の課題が大きく、教育活動に大きな制約を生じる懸念

望ましい学級規模（1学級当たりの児童生徒数）の基準②

複式学級の早期解消



■ 学校規模を視点とした小規模特認校制度の考え方

基準・考え方

特色ある教育活動を展開し、生徒の適性をより一層生かすことを目的として、中学校において小規模特認校制度が導入されています。教育環境をより充実させるための望ましい学校規模を確保していくことを考えた場合として、学校規模が小さい小規模特認校の在り方を再考するものです。

小規模特認校制度が担ってきた役割

- ①生徒の持ち味や適性が一層発揮できるようにすること
- ②特色ある教育活動を展開すること
- ③小規模校の存続のため、一定程度の学校規模を確保すること
- ④新しい環境での中学校生活を望む生徒の選択肢となること



小規模特認校制度の在り方

- 特定地域の学校規模の確保を目的とした小規模特認校制度の見直し
- すべての学校におけるバランスのとれた学校規模の確保
- 教育上の課題を抱える生徒の選択肢としての役割に対する対応策の検討

学校規模を視点とした小規模特認校制度の考え方

小規模特認校制度の見直し

■ 望ましい通学条件（通学距離・通学時間・通学方法）の考え方

基準・考え方

学校再編により通学区域が広域化することから、通学における児童生徒の心身の負担や安全確保に配慮することが必要であり、児童生徒の安全・安心を第一に考えた通学条件を検討するものです。

【通学時間】・国が示す通学時間の目安（おおむね1時間以内）

- ・調査研究の報告による心身に負担を感じる割合が高くなる通学時間（通学方法を問わず、おおむね40分以上）

望ましい通学条件（通学時間）の考え方

通学方法を問わず、おおむね40分以内

【通学距離・通学方法】

〈徒歩〉・通学時間40分で通学できる距離（小学校：おおむね2.8km、中学校：おおむね3.3km）

〈自転車〉・通学時間40分で通学できる距離（中学生：おおむね6.4km）

- ・国が示す通学距離の基準（小学校：おおむね4km以内、中学校：おおむね6km以内）

※自転車により通学時間40分で通学できる距離 **6.4 km** > 国が示す通学距離の基準 **6.0 km**

※部活動等の下校時刻や通学路の実態等により、学校ごとにその実情に応じた判断

〈スクールバス等〉小学生の徒歩による通学距離、及び中学生の自転車による通学距離を超える距離

望ましい通学条件（通学距離・通学方法）の考え方

小学校	徒歩	おおむね2.8km以内
	スクールバス等	おおむね2.8km超
中学校	徒歩	おおむね3.3km以内
	自転車	おおむね6.0km以内（学校ごとの実情による）
	スクールバス等	おおむね6.0km超



学校再編による通学区域の広域化により、学校と地域の関係が希薄化することが懸念されることから、現在の通学区域や学校と地域のつながり等を考慮した望ましい通学区域の考え方を検討するものです。

3つの観点

- 1 学校と地域の協働関係の観点**
 - ・学校（学校の活力）と地域（地域の教育力）の相互補完的な連携・協働関係の構築
 - ・学校を拠点とした、自治会や地区自治会を分割しない通学区域
- 2 小中一貫教育の推進の観点**
 - ・小中一貫教育を効果的に推進するための分散進学の解消
 - ・地域の特色を生かすことのできる、小・中学校のグループ化が可能な通学区域
- 3 地域と児童生徒の関係への配慮の観点**
 - ・地域（学びの場）と児童生徒の関係性の維持
 - ・分散進学を図りつつ、現在の通学区域を基本単位とした通学区域

望ましい通学区域の考え方

現在の通学区域を基本とした、自治会や地区自治会を分割しない通学区域

現在、足利市で取り組んでいる中学校区教育を発展させ、小中一貫教育を推進していくことが、質の高い教育環境を整え、児童生徒の豊かな学びにつながるものと捉え、その考え方を検討するものです。

目指すべき子ども像の実現

- 社会環境の変化と教育課題への対応
- 児童生徒の心身の発達の変化への対応
- 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 等



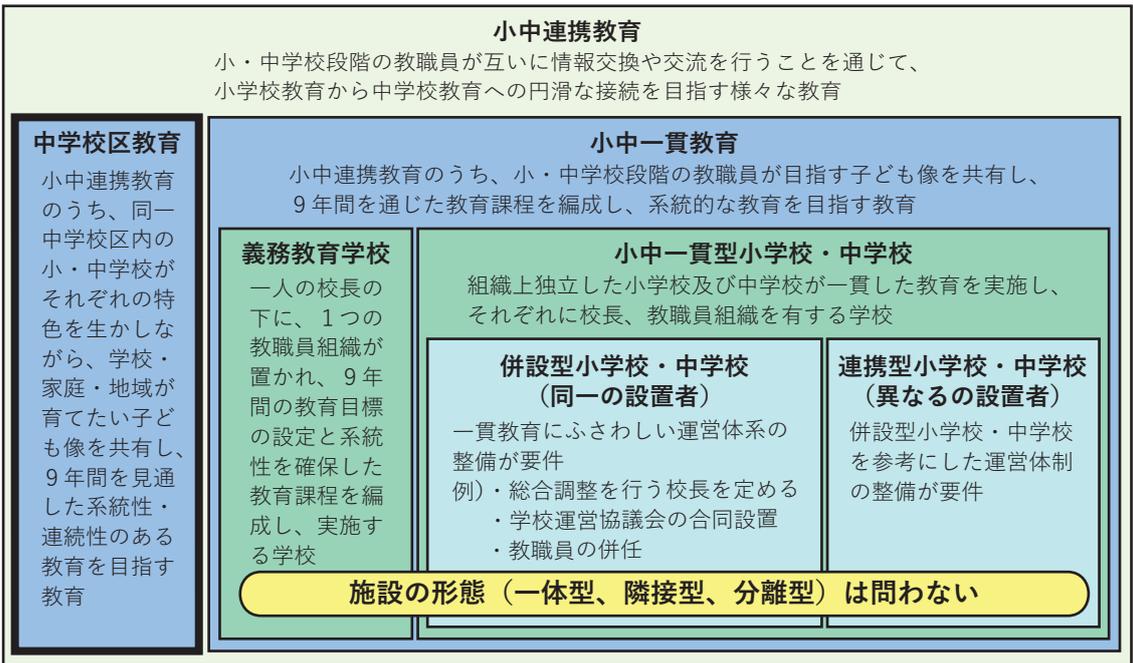
小中一貫教育の必要性

- 系統性・連続性のある教育課程の編成
- 児童生徒を中心に据えた学校・家庭・地域が一層連携・協働した教育活動を展開する体制の構築

小中一貫教育の考え方

小・中学校の連携と学校・家庭・地域のつながりを強化する小中一貫教育の推進

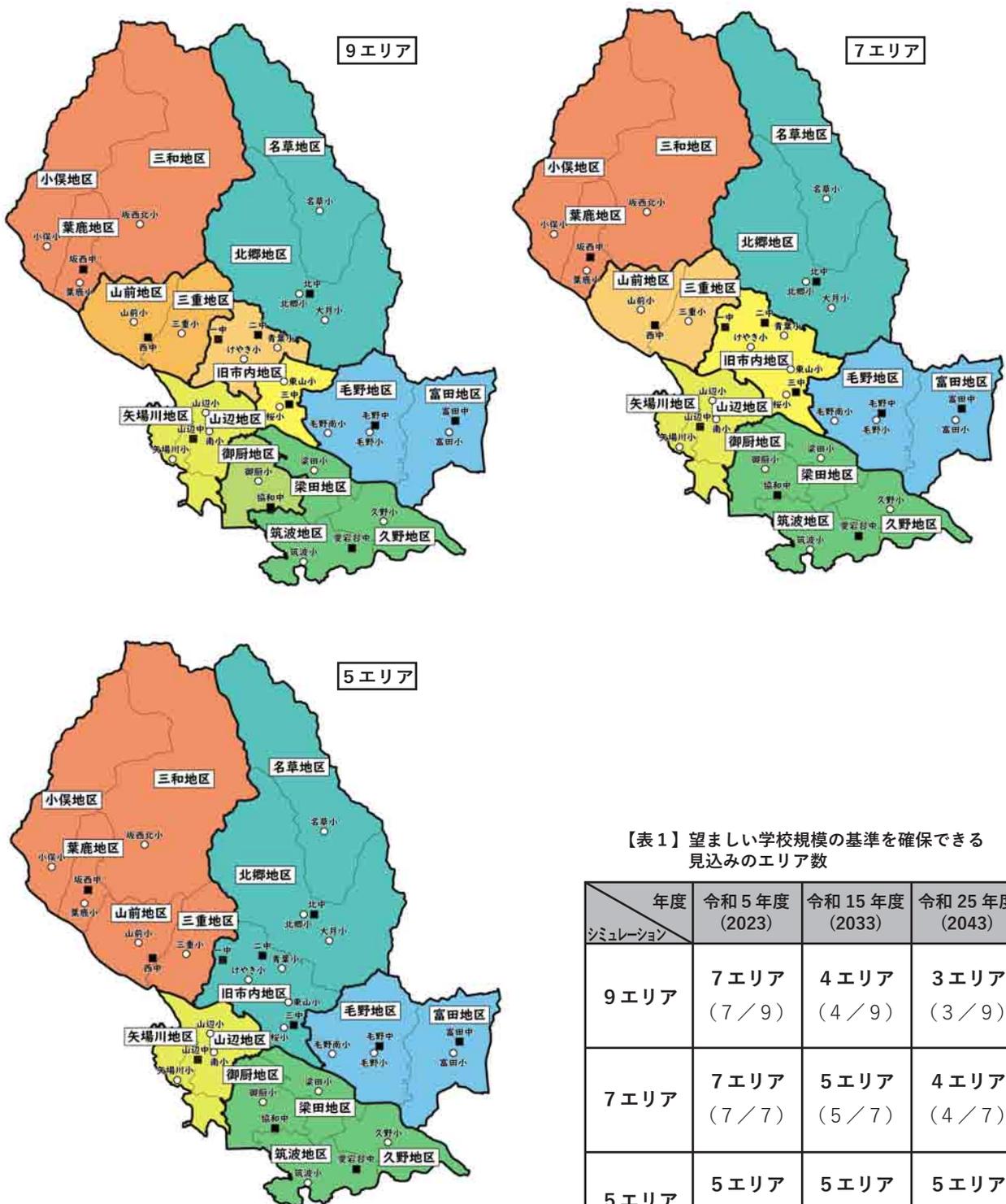
- * 足利市の現状や地域の実情を考慮し、学校種別や施設形態を含め、足利市の子どもたちにとってふさわしい小中一貫教育を推進していく必要があります。
- * 学校再編前であっても順次、各中学校区で小中一貫教育に取り組んでいくことが望ましいと考えます。



【図4】中学校区教育と小中連携教育、小中一貫教育の関係

望ましい学校教育環境の在り方として検討してきた基準や考え方を基に、9エリア・7エリア・5エリアのシミュレーションを行い、学校再編に向けたエリア（1つの中学校を中心としてグループ化した小・中学校の通学区域）の設定の考え方を整理するものです。

【シミュレーション】児童生徒数の将来推計を基に、「現在の通学区域を基本とした、自治会や地区自治会を分割しない通学区域」「地域間の関係性」等を考慮し、分散進学が解消される3つのエリアを設定



【図5】エリア設定のシミュレーション

【表1】望ましい学校規模の基準を確保できる見込みのエリア数

年度 シミュレーション	令和5年度 (2023)	令和15年度 (2033)	令和25年度 (2043)
9エリア	7エリア (7/9)	4エリア (4/9)	3エリア (3/9)
7エリア	7エリア (7/7)	5エリア (5/7)	4エリア (4/7)
5エリア	5エリア (5/5)	5エリア (5/5)	5エリア (5/5)

【表2】エリア設定のメリット・デメリット

シミュレーション区分	メリット	デメリット
9エリア程度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりの核となる学校を多く存続できる。 ・通学区域が極端に広域化することがなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で望ましい学校規模が確保できない。 ・小規模校が多くなったり、短期間のうちに再度の学校再編が想定される。
7エリア程度	<ul style="list-style-type: none"> ・望ましい通学条件や学校と地域との関係、地域間との関係性を比較的維持しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的にいくつかのエリアで、望ましい学校規模が確保できなくなる。
5エリア程度	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的にすべてのエリアで望ましい学校規模を確保できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学区域が広域化し、児童生徒の通学に影響が及ぶ。 ・学校と地域との関係が希薄化する懸念がある。

エリア設定の観点

1 児童生徒の良好な教育環境の実現

- ・児童生徒が切磋琢磨し、学び合える教育環境の確保
- ・免許外教科指導を解消できる教職員の配置
- ・義務教育9年間の系統性・連続性のある教育の推進

2 通学時の安全

- ・交通安全の確保や不審者対策など、通学時の安全確保の更なる徹底

3 分散進学を解消

- ・分散進学を解消し、地域の特色を生かすことのできる通学区域の設定

4 学校と地域の連携・協働

- ・「地域の教育力」を学校教育に生かしたり、「学校の活力」を地域に取り入れたりできるエリアの設定

5 地域づくりの核としての学校の在り方

- ・まちづくりの視点も大切に、地域の実情を踏まえたエリアの設定



総合的
観
点

- ①から⑤の観点を考慮
- 学校規模の確保を優先
- 「地域の教育力」を最大限に発揮

学校規模や通学区域等を視点としたエリアの考え方

望ましい学校規模、児童生徒の通学への影響、学校と地域の連携・協働関係の維持など、総合的な観点からみたエリア設定

留意事項

基準・考え方

「目指すべき子ども像・求められる学校像」の実現に向けて、市教育委員会が取り組む新たな学校づくりに当たって、留意すべき事項について検討するものです。

留意事項 1 児童生徒への配慮

- 児童生徒が学校再編に伴う新たな学校生活に安心して移行できるよう、再編前後の計画的な取組、教職員の配置など、児童生徒の心身の負担軽減に向けた対応を講じる必要があります。
- 児童生徒が小・中学校在学中に複数回の学校再編を経験しないよう、その時期や順序等について、中長期的な視点により慎重に議論する必要があります。

留意事項 2 通学時の安全

- 学校・家庭・地域と関係機関が連携した安全対策を講じることにより、通学環境の安全確保に十分に留意する必要があります。
- 通学距離や通学時間を考慮した多様な通学方法について、検討する必要があります。

留意事項 3 地域への配慮

- それぞれの小・中学校がこれまで培ってきた学校と地域との関係を維持・発展させていく必要があります。
- 地域の様々な実情を考慮し、地域住民の理解と協力を得ながら、より丁寧な協議進行に努める必要があります。

留意事項 4 学校の跡地活用

- 閉校した学校の跡地活用については、これまでの地域における学校の役割や地域の意見・要望を考慮しつつ、まちづくりの観点を含め、総合的に検討する必要があります。



足利市立小・中学校の学校教育環境の充実に関する答申



足利市立小・中学校の再編に関する市民アンケート調査結果

足利市立小・中学校の学校教育環境の充実に関する答申 **概要版**

令和5(2023)年9月

足利市学校教育環境審議会